

医療法人真木会にかかる債権の弁済受領完了について

2013年11月29日
株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、下記の再生支援対象事業者にかかる債権の弁済受領を行うこととしました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称
医療法人真木会

2. 経緯

再生支援対象事業者につきましては、2012年4月12日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年6月21日に法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

その後、機構は再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、機構が保有する債権について弁済受領する決定に至ったものです。本決定を受けて、本年12月中に債権の弁済受領が完了する予定です。

3. 債権額等

再生支援対象事業者の対象債権元本総額 3,655 百万円のうち、機構は、関係金融機関等から額面 949 百万円の債権買取等を行い、事業再生計画に沿って額面 443 百万円を放棄し、事業収益による一部弁済（32 百万円）を受けていましたが、今般、残債権全額に当たる 475 百万円の弁済を受け、全額完済となる予定です。

（注）上記の債権買取等については、債権の買取りのほかに、これに代えて、機構が再生支援対象事業者に融資を行い、債務を当該資金で関係金融機関等に弁済した場合を含みます。

4. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣： 意見なし

以上